

令和4年第10回（定例）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和4年5月26日午後1時30分

場所

高砂市役所本庁舎3階301会議室

出席者

衣笠教育長、吉田委員、山名委員、神尾委員、吉屋委員

出席事務局職員

永安教育部長、木田教育推進室長、藤原学校教育室長、三木教育推進室教育総務課長、
四方教育推進室生涯学習課長、清水生涯学習課主幹、高橋学校教育室学校給食課長、
福永学校教育室学校教育課長、福原健康こども部長、高岡幼児保育課長、
小笠原教育保育推進管理担当主幹、太田幼児保育課副課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 職員人事について（非公開）
- 2 高砂市指定文化財の現状変更について
- 3 職員の兼業について
- 4 令和4年度高砂市教育支援委員会委員の委嘱について
- 5 令和4年度高砂市特別支援教育専門家チーム委員会委員の委嘱について
- 6 令和4年度学校評議員推薦者の委嘱について
- 7 令和4年度高砂型学校運営協議会委員の委嘱について

協議事項

- 1 令和4年高砂市議会6月定例会提出議案に係る意見の聴取について
- 2 高砂市立幼保連携型認定こども園令和4年度の教育・保育課程に関する意見聴取について
- 3 高砂市文化財保存活用計画地域計画協議会設置要綱の制定について
- 4 公立就学前教育・保育施設の今後の在り方について

報告事項

- 1 庁内委員会委員の任命について
- 2 高砂市教育委員会事業後援について

その他

1 6月行事予定について

議 事 議案 1 職員人事について【非公開】

○教育長 議題の1、教職員人事についてということですが、地教行法第14条第7項により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができるとなっております。本案は人事に関することについて審議しますので、非公開にすることが適当であると考えます。

公開しないことに賛成の委員の挙手を求めます。

(「賛成者挙手」(出席者全員一致))

全員の委員の皆様の賛成がありましたので議案の1の教職員人事については非公開といたします。

(非公開のため別途会議録作成)

議 事 協議事項 4 公立就学前教育・保育施設の今後の在り方について

○事務局 (協議事項4について説明)

○教育長 説明は終わりました。今までにも何度か見ていただきました。修正部分を特に説明いただきました。何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

○委員 5ページのところでですけど、荒井地区の公立園については、民間移管または高砂こども園との統廃合を検討するという文言ですけれども、「以上のことから高砂こども園を地域の基幹となる施設とするのが望ましい」、この文章からいくと、荒井地区と高砂地区との、高砂こども園との統合ですということの解釈になるんですかね。これの解釈の仕方。何かこの前、市長とも話をしたときの話で、これ、どこまで。きちんとした形で、なかなか結論が出ていなかったような感じがするんですけど、この文章になると、荒井地区の公立園については民間移管または高砂こども園ということは、荒井地区の中にこども園化した認定こども園は置かないという文章と、そういうように理解できるんですけど、その辺の解釈の仕方、どんなように思われているのか教えてください。

○教育長 以前までは、南部地域の場合は、基幹となる施設がどこかというのがはっきりと明記されていなかったんですけども、このたび、この中で高砂こども園を基幹とする施設とするのが望ましいという表現で少し示されているというところなんですけど、そのあたりの説明といたしますか、そういう解釈でいいかどうかということですね。

○事務局 昨年度、7月の総合教育会議、それから11月の教育委員会でもこの在り方について協議をいただいたところです。その時点で、この修正前のところに関しま

しては、この南部地域で高砂を基幹園とするか、荒井を基幹園とするかというのは、今後の児童数の状況を見て総合的に判断を今後していきますというような表現でとどまっていたと思います。というのは、児童数のところが、なかなか検討するのが難しいというところもあったんですが、特に1月の末にありました市の全員協議会の中では、そこをもう少し明らかにしていくべきであろうと。それは市の全体最適化計画といまして、施設の統廃合であるとか、延べ床面積を減らしていくという考え方の中で、はっきりと行っていくべきではないかという御意見をいただいております。

その中で高砂か荒井かというところを考えているんですけど、ほかの地区を見ますと、例えば北部のところを見ていただくと、今、公立園では中筋、阿弥陀となっているんですが、これも中筋のほうが一番小さいということで阿弥陀と統合していく形で阿弥陀を基幹園にしましょうという表現になっていますので、そういう表現に合わせて、こちらのどちらかを基幹園として残すというのを明記すべきではないかということで、庁内のほうでも考えました。その上で何を基準に基幹園とするのかをお示ししています。

○事務局

この南部地域に関しましても、高砂か荒井か、どちらかというのを、基幹園というのを今回定めるということで、では、どちらにするかということで、高砂のほうは今、高砂こども園だけが幼保連携型の認定こども園で、きくなみは保育所型の認定こども園、あくまでも保育所という位置づけになっております。定員数も少ないということもありますので、高砂を基幹園とさせていただきます。

今、荒井地区のほうはみどり丘という、民間園ですけれども幼保連携型のところがありますので、ほかのそれぞれの地域で幼児教育を主体的に進めていけることができいく。保育園ではなくて幼稚園機能も有したところは残していくべきではないかということで、高砂園を基幹園とするというまとめ方をさせていただいたということです。

○教育長

委員さん、よろしいですか。

○委員

前回話し合ったときにも、荒井に必ずしも公立の認定こども園が必要なのかどうか、各地区にある必要はあるのかどうか。いわゆる私立のほうが発達したんだったら、考え方として、高砂のそれぞれの地区地区にこども園が無いといけないことはないし、当初言われた、市内で、これは繰り返しになりますけど、4つか5つぐらいにしようかという形があった。その流れからいって、荒井と高砂は1つと考えて、その中での1つがあって、民間の分を当然、連携して。はっきり言って、荒井地区に公立のこども園がなくてもいいのかなという話をしたことがあって、それなりの流れもあって容認はできるんですけど、こういう文書にきちんと出たので、これでいいのかなということでの確認です。

○教育長

これでいいということですね。

○事務局 庁内の「望ましい幼児教育推進委員会」で、この幼保の関係については協議をしているんですけれども、明らかにするということでは、この5つの地域に分けた中で、それぞれが幼児教育をしっかりと進めていける公立園があって、それぞれにそういった基幹となる園を定めていくということでは了承されたところでございます。

○委員 結構です。

○教育長 ほかの委員さん、よろしいですか。どうですか。

○委員 こういう形になってくると、私立と公立の均等化と言ったらおかしいですけど、ある程度一本筋の通った高砂市の幼児教育というのがやっぱり求められてくると。地域によっては私立に通うしかない方が出てくると思いますので、そのところを就学前教育という意味で一貫したものをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 前回の2月の教育委員会のところでも、小学校への連携であるとか、公立・民間問わず同じような取組ができるようにという御意見をいただいたところでございます。今後、見ていくと、今でも6割のお子さんが民間園に行っている中では、小学校とのつなぎというのか、連携がより一層重要であるということで、そこに力を入れていくようにという御意見をいただきました。

元園長である幼児教育アドバイザーの先生にも、今までは公立園のほうを中心に回っていただいて、新人保育士であるとか主任保育士の教育ということで御協力いただいていたんですけれども、今年から民間園のほうにも回っていただいて、民間の教育・保育というところで、どういった取組をされているのか、公立園との違いであるとか、そういったところを見せていただいて、合同の指導計画というのを公立ではつくっておりますが、それも参考にはもちろんしていただいているんですけれど、やはり民間園と公立園の違いがあるかもしれませんし、十分に小学校との連携というところをしていくためにも、幼児教育アドバイザーの先生に、お二人、担当で行っていただくように、この4月から始めようとしております。

○委員 これとは直接関係ない話なんですけれども、途中入園のときに、今、高砂の公立の保育園と幼稚園、あるいはこども園の定員というのがあったと思うんです。その中で多分余裕が結構あったと思うんですけれど、いわゆる充足率が100%じゃないと思うんですけれど。ある1人の方が来られて、6月から入園しようとしたときに、その方が高砂市内で、荒井地区なら荒井地区の方なんですけれど、実際いざ入園することになったら、具体的な話になってしまいますけれど、北浜に入園することになったんですよ。それは何でだろうな、そんなに余裕がなかったんですかねということになって。そしたら実際には諸般の事情があって、兄弟2人、一緒の同じところへ行きたいからということで、そうしたときに2歳の子のキャパが

なかったということで、それで一緒に同じこども園に行けるんだったら北浜になるということですが。今そのぐらいに2歳の子が特に逼迫しているんですかね。

こども園だからどこへ行ってもいいとは思いますが、実際の私の頭の中にあつたのは、公立の部分ではその辺のキャパの空きがあるように思っていたのが、地区がそれだけ離れたところしか入園できなかつたというのを聞いたときに、あれっ。私立も大変だつたらしいんですけど、そういうのについての対応の仕方、今後、実際、途中入園についての対応の仕方なんか、できるだけ身近なところでしないと。今、荒井と高砂との統合云々と言ってるけど、実際には、そういう端から端まで行かないといけないようになったら。実際、高砂市内は狭いから、そんなに距離が離れているわけじゃない、1時間もかかるわけじゃないですから問題はないと思うんですけど、その辺の途中入園なんかに対しての受入れの余力とかそんな、キャパの余裕って、ある程度持っているんでしょうか。どうですか。

○事務局 途中入園につきましては、先ほどお話がありましたように、御兄弟さんが一緒というような場合については、例えば下のお子さんの年齢であれば空きがあるけれども、上のお子さんの年齢のクラスだつたら空きがないという場合もありまして、なかなか途中では難しいところでもあるんですけども、できるだけ保護者の方の御希望に沿えるように、こちらのほうもお話のほうは聞かせていただきまして、可能な範囲では対応はさせていただきます。

ただ、3歳未満のお子さんにつきましては、保育士1人当たりの園児数が非常に少なくなってしまうので、やはり職員の確保というところもありまして難しい場合もありますし、退園されるお子さんとかも途中いらっしゃったりというのはありますので、ちょっと4月入所よりも難しい状況になるんですけども、できる範囲で対応はさせていただきたいと思っています。

○委員 それなりの努力をされていることは十分理解できるんですけど。私立のこども園とかは、定員に対してのオーバー分ですごく努力されてしているけど、公立の場合は100%を超えることはなく対応されていますよね、まず。多分公立の中では定員をオーバーしているところ、ありますか。 ないですよ。実際それで、私立のところは160人だつたとしても170人とか入れたりとか、企業努力なんですよ、対応していたりするんですけど、その辺のいわゆるニーズに対して積極的に対応していこうという姿勢に差が出てきて、あるというの、保護者の方に対しての感じ方が、公立と私立とやったら、やっぱり冷たく感じるようなことがあつたりとかね。と思うんです。

○教育著 就園についてのいろんな御意見をいただきましたけど、ほかに何かございますか。

特にないようでしたら。また今、委員さんからも出ましたけど、公立と民間のどちらのいいところもありますが、どちらもいいところをうたつた形で高砂市

の幼児教育の質を高めていくということに取り組んでもいますので、よろしくお願いたします。

それでは、これにつきましては御意見いただきましたので、次に進みたいと思います。

議 事 協議事項 2 高砂市立幼保連携型認定こども園令和4年度の教育・保育課程に関する意見聴取について

○事務局 (協議事項2について説明)

○教育長 説明は終わりました。前回、昨年度の部分でのそれぞれの園の特色をもう少し示したらという御意見をいただいたので、その辺に留意しました形で今回、この教育・保育課程について意見を求めたいということです。何かお気づきの点がありましたら御意見いただけますか。

○委員 今教えていただいた特色については、項目でいいますと、ここの年間目標に書くとか、狙いに書くとか、どこか決められたところに書いているんですか。それとも各園で場所は決めないで独自で書かれておられるんですか。

○事務局 一番最初の編成方針のところに。

○委員 編成方針？ 特色という、はい。

○事務局 そこに各園、同じように考えていただいて記載させていただいております。

○委員 最初の編成方針の3番が、そこが共通しているということですね。

○事務局 はい。

○委員 分かりました。ありがとうございます。ざっとまとめて、どんな感じのですか？
まとめた感じで教えていただければ。どういう感じの特色が多いというか、あるというか、特色の特色があったら、かいつまんで教えていただけますか。

○事務局 小中連携とか地域散策、交流、環境構成、防災など、それぞれに取り組みたいことを今年度は挙げられております。

○教育長 この編成方針の3の特色というのは昨年はなかったんですね。

○事務局 はい。

○教育長 今年からこういう形で示していくという。

○事務局 はい。

○教育長 荒井幼稚園は前回出ていたんですかね、たしか。荒井幼稚園の教育課程については、たしか前回の教育委員会で御承認いただいたと思うんですけども。あとこども園の7つについての教育・保育課程の承認ということですね。なかなか量が多いので全部に目を通すのは難しいかと思っておりますけれども、特に編成方針のあたりを見ていただいて何かお気づきの点がございましたでしょうか。

○委員 教えていただきたいんですけど、各園の年間指導計画、2歳児のところの下の方に項目として職員間の連携というのが入ってきていると思うんですけど

も。職員間の連携ということにも含まれるかもしれないんですけども、園の先生方、とてもお忙しくて時間の余裕が全然ない感じで、一緒に何かを話し合うとか、ちょっと触れてみる、研究してみるといっても、なかなか皆さんがそろう時間がなくて、うまくいかなくて、一緒に何かを共有するというのが非常に大変な状況みたいな感じで、各園長先生方もすごくそこを工夫しながら、誰かが見ている間にこっちで集まってみたいなことをされているみたいなんですけれども。

保護者も本当に目いっぱい目の前のことだけを見て育てていますから、それで何か、もう少し俯瞰的に子供たちにいろいろ感じさせてあげてくれる人といったら園の先生だと思うんですね。でも、目の前のことに一生懸命のときって、あまり物が見えないじゃないですか、周りの景色とか。余裕があるときに、「あ、こんなところにお花が咲いている」とか気がつくんですけど、いっぱいいっぱいだと気がつかないので。子供たちに気がつかせてあげる立場の方なのに、何かちょっと余裕を持って、たまに全然使っていない五感を使ってみることを経験してみるとか、何かそういう、少し職員の方々の気持ちを和らげたり視野を広げたり、ほかのことに目をやったりというようなタイミングを、とても難しいとは思いますが、つくっていただけるような工夫を、週に15分でもいい、30分でもいいと思いますので、何かその辺のところを、急には無理でも、将来的に工夫をしていただければと、いつも思っているんです。

先生方、とても一生懸命で真面目にやっていたらに、本当に大変そうなので。ですから、その辺のところ、どうか何か工夫していただければと。連携だけじゃなくて、そこに何かプラスアルファ。全部やっぱり子供に返るんですけども、子供のプレゼントになるような先生方へのプレゼントというか、そういうことを工夫していただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

○事務局 職員会議とかを開くのは本当に難しくなっています。幼稚園とかでしたら、昼から子供さんがいらっしやらない時間帯とかというのがありますがけれども、認定こども園になると、帰る時間がばらばらであったりとか、そういったところで、その間に入る臨時的な時間パートの保育士を入れて、その間に職員会議をしたりとか。あと、年齢ごとで集まって職員会議をすとかというような工夫をしています。なかなか全員が集まるということが難しかったり。例えば正規職員だけが集まってする場面があったり、そういうパートの職員だけが集まってする職員会議もしたり、歳児ごとにやったりとか、行事によって以上児と未満児に分けて、ここで話し合わなければいけないことというのを工夫しながらやっています。

ただ、それでも時間的に余裕があるわけではないので、その辺を、どう時間をつくって子供に目を向ける時間、ゆとりというものをつくっていくかということで、この4月からは事務補助、一般の事務の方をつけました。今まで先生方がやっていた事務の部分も少しそちらに移して、先生方が保育に集中する時間

が少しでも増えるようにということで、今まで保育士が担っていた部分を事務職に移すという取組もやっています。

その前からは時間パートというところで、最もややこしい時間というのが、ちょうど1号認定のお子さんが帰るとき、2号認定のお子さんがお昼寝をするとき、帰る子といる子と、給食の時間がばらばらになるような、そういった時間帯のところに来ていただいたりとか。そういった人で解決できる問題があります。

また、今後考えていかなければいけないことの1つとしてICT化とかということ、これは役所全体でも考えていくんですけど、保育の現場で少しでも先生方の事務に携わる時間であるとか、一般的な、保育・教育そのものの時間以外のものについて何か軽くできるところはないかというのを今後、事務局のほうと現場のほうと話し合いをしながら、いかにしてゆとりの時間をつくって、その時間に子供たちに向き合っていたかかないといけませんので、子供に向き合う時間をどうしてつくっていくかというのが今、課題となっています。今年もどんどん、そういったICT化ができないかということは進めていきます。

今年はお昼寝の時間に5分ごとに先生方は子供の体の向きであるとかチェックをしないとイケないことになっていましたが、それを、センサーをつけて一定管理ができるように予算を取りました。そういったことで先生方が、子供たちがお昼寝している間に少しでも、子供たちの様子を書き留めたりとかという事務がありますので、そういうことができるように。子供を見るだけでいっぱいになってしまわないようにということで予算を取っていっております。現場のほうも工夫はされておりますが、事務局としましても現場と相談して、何をICT化を取り入れていけば先生たちが楽になるかということは今後も課題として持っていますので、考えていきたいと思えます。

○教育長 委員さんから「先生へのプレゼント」という表現がありましたが、先生方もほっとする時間であるとか、そういう中で雑談して、それがエネルギーになるような時間が持てるような工夫もまたよろしくお願いします。

これ、2歳児さんの指導計画に職員間の連携がある。ほかのところはないというのは何か意味があるんですか。2歳のところだけに、ほかの園もずっとそれがあんですけど、何か。

○事務局 未満児というか、0歳、1歳、2歳は担当制というか、子供一人一人、もちろんほかの年齢もなんですけれども、担当制で5人とか6人とかというふうに担当していますので、職員間でも、全体でも子供たちを見るんですけれども、そのところでも連携を強化するという意味で職員間の連携と書かせてもらっています。

○教育長 ほか何かございますか。

○委員 これを見させてもらったら、ざっと見ただけでも、1つのマニュアルを書いているものの丸写しに等しいですね、それぞれが。各幼稚園、こども園がね。そしたら、特徴というのを、これもきついんだと思うんですけど、前から言われて

いるように、公立のこども園が特色を出した教育、それなりに保育・教育をするということがどれだけ難しいか。予算も伴わないし、いろんな特徴的なもの、アイデアを出してしたときに、それなりのものが裏づけで予算がついて何かできるかということ、なかなか難しいというのがあるんだけど。

ちょっとこれ、特色と書いていただいた部分がいろいろあるんですけど、その文章も本当にこれ、特色として、本当に失礼ですよ、失礼な言い方ですけど、特色と書いておられるけど、本当にこれ、特色と書かれているけど、特色と取っていいんだろうかという形の。それなりに努力して書かれているんだけど。本当に失礼ですが。

○委員　　この指導計画というのは誰に示すんですか。保護者の方か先生方で共有するものなのか、それとも、こういう教育委員会とかそういうところでの、こういうふうな教育をしてるんだなというのを把握するために、こういうところに出すものなのか。主にどなただけということはないと思うんですけど、どこを中心に示すものなんでしょうか。

○事務局　　園の先生方が指導計画を書かれるのに、この年間指導計画を基にして月の指導計画や週の指導計画を作成していくというための計画書になりますので、園で活用していきます。

○委員　　これを基に先生方がさらに指導計画みたいなものをつくるんですか。

○事務局　　はい。

○委員　　その基になるものですね、これね。書き方で、じっくり家で見させてもらって、意見を言うつもりで全部を見て、違いを探したりするんだけど、これを見る人によっては、例えば先生方で共有するのであれば、これぐらい細かいところまで年齢別にやっておこうという内容でいいのかもしれないんですけど。ちょっと、誰に見せるものなのかなというところで。例えば保護者の方にしたら、今、意見が出たように、園のもっと分かりやすい特色とか課題も、園だけの課題じゃなくて、今の日本全体の課題がこうだから、こういうところに力を入れていきます、こういう子供に育ててほしいからと、保護者向けの文言とかその辺も入れていったらと思うんですけど、保護者とかではないんですよ、これ、見てもらうものでは。分かりました。

○委員　　前から言っている、公立はこうですけど、私立はこういうのが、市の健康こども部への提出とかそんなものも全く私立はないわけですか。

○事務局　　求めていますね。はい。

○委員　　全くそれなりの、どんなこういう形の教育方針、保育課程、それなりの方針というのは一切、お任せとして何も分かりませんか。

○事務局　　これからアドバイザーの先生も民間のほうに入っていていただいて、民間のほうはどういった教育方針、教育・保育の課程というのを考えておられるかというところも学ばせていただかないといけないと思っています。やっぱり公立のい

いところ、また民間のいいところ、保護者の方で民間に行きたいという御希望もあることですから、やっぱり民間のよさというのもあると思いますので。民間のほうはどういった形でされているのかというのは、今後、公立のほうでも、お聞きしながら反映できればと考えています。

○委員　　こういった各園の指導要領とか特色とかを示したものというのは、外部に、先ほど言ったような保護者とか、例えばこれから民間も入ってきますし、統廃合なんかによって、一番近いところに行くとは限らないので、保護者が園を選べるような、そういったものというものはあるんですか。今後、体制が変わってくるじゃないですか、民間が入ってきて。選ぶような時代が来ると思うんですね、そこに。そのときに民間も含めた、この園がこういう教育を目指しているんだとか、その園の特色が分かるようなものというものは必要なんじゃないかなと思うんですけど。その場合はこういう書き方じゃない、もうちょっと分かりやすい簡単なものであるべきだと思うんですけど、そういうものは考えておられますか。

○事務局　　もともとホームページであるとかそういったところで、園の概要というんですか、園の要覧が出ています。園の要覧は公立も民間園も作っていますので、そういうもので、ペーパーで見てもらうだけではなくてホームページで見ただくと、もうちょっと簡単に保護者向けで、「この園ではこういう狙いがあるって、こういう方針でやっています」とか、保育時間であるとか、そういったことを書いたものはあります。そういったものを見ることは可能です。

○委員　　おのおの別のホームページとかを調べるわけですね。まとまった。

○事務局　　民間園などは民間で作っておられますけど、公立は。

○委員　　何かぱっと一覧じゃないですけど、まとまってじゃなくて、普通に検索して、「ここ、どんなんや」という感じで調べることはできるということですね。

○事務局　　ただ、入所に関しましては、一覧でこちら、市側が持っていますので、簡単な住所であるとか、今日お示した位置であるとか、そういったものが載っていたり、保育時間、保育料が載ったものは民間も含めて作っております。

○委員　　今の時代ですから、気になった園をおのおのが調べてするとは思いますが、ぱっと比べやすいような何かそんなものがあってもいいかなと思います、民間を含めて。

○事務局　　はい。それはまた広報紙とかにも案内を載せたりもしていますので。それは公立だけじゃなくて民間も含めてやっておりますし、利用調整をこちらですべてしますので、そういったものは統一したというか、1つにまとめたものはございます。

○委員　　分かりました。

○教育長　　よろしいですか。こども園ということで園区がない中で、その、北浜だったら北浜の地域の環境とか地域の子供の実態とか、地域の方々の思いとかいうのだけをクローズアップしてというのはなかなか難しいのかもしれませんが、特

色の中にそういった自然とか歴史的なこととか行事とか、そういったこともちょっと意識をした形で特色を出していければという御意見もありましたので。今、委員さんが言われた、一覧にして比べてという時代が、ひょっとしたら本当に来るような気がしますので、継続審議としたいと思います。

議 事 議案 2 高砂市指定文化財の現状変更について

○事務局 (議案2について説明)

○教育長 説明は終わりました。何か御意見ございますでしょうか。文化財の審議委員会からの答申を載せさせていただいています。審議の結果、御承認いただきました。よろしいですか。

これにつきまして答申もいただいて、教育委員会としては承認いただきましたので、この事業につきましては進めていただけたらと思います。

議 事 議案 3 職員の兼業について

○事務局 (議案3について説明)

○教育長 説明は終わりました。何か御質問ございますか。

特にないようですので、この4名についての兼業は御承認いただきました。ありがとうございます。

議 事 議案 4 高砂市教育支援委員会委員の委嘱について

○事務局 (議案4について説明)

○教育長 説明は終わりました。支援委員会の日程についても説明いただきましたけど、何か御質問ございますか。よろしいですか。

御意見ないようですので、これ、委嘱なんですけれども、1日付ですか。

○事務局 4月1日付で委嘱ということになります。

○教育長 分かりました。そしたら、御承認いただきましたので、4月1日付で委嘱するということで、ちょっと遡りますけれども、そういった形で進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

議 事 議案 5 令和4年度高砂市特別支援教育専門家チーム委員会委員の委嘱について

○事務局 (議案5について説明)

○教育長 説明は終わりました。何か御質問ございますか。
医学と心理の専門分野については昨年度からの再任ということで、教育の分野で新たに新しい方が4人おられると。これも先ほどと同じで1日付の委嘱と。

○事務局 はい。

○教育長 よろしいでしょうか。

では、特に意見がございませんので、これも承認いただきましたので、1日付の全員の委嘱をよろしくお願いいたします。

議 事 議案 6 令和4年度学校評議員推薦者の委嘱について

議案 7 令和4年度高砂型学校運営協議会委員の委嘱について

○事務局 (議案6、7について説明)

○教育長 議案の6、7を一緒に説明してもらいましたが、まず、御意見としては議案の6のほうの幼稚園の学校評議員の推薦者の委嘱について、これについてまず御意見がありましたら、いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

教育委員会ということで、学校評議員、荒井幼稚園についての推薦者をいただいて、あと、御承認いただくわけですけれども、こども園についても評議員さんがおられると思うので、それはまた健康こども部さんのほうでも承認という形で協議はしていただいていると思うんですが、取りあえずこの場では荒井幼稚園の評議員さんということで御意見いただきたいと思います。よろしいですかね、幼稚園のほう。だから、この幼稚園の4名の評議員の推薦をいただいていますので、承認していただきましたので委嘱のほうをまた進めていただきたいと思います。

○事務局 はい。

○教育長 それでは、議案の7番目の学校運営協議会の委員のほうについて何か御意見ございましたら。御質問でも結構ですが、ありましたらお願いいたします。

○委員 高砂型の学校運営協議会委員という形でされているわけですけれども、活動年数を見ますと2年目、「新」というのは多分PTA関係の方だと思えるわけですけれども、2年目から十何年目までいろいろいらっしゃいます。前の学校評議員じゃなくて学校運営協議会委員という名称の中でこの方々が選任されているわけですけれども、12ページの阿弥陀小学校の場合は前学校評議員という形で括弧書きで書いておられます。ここは非常に分かりやすく、学校評議員からそのまま引継ぎでという形で分かりやすいんですが、それ以外のところの年数だけを見ると、恐らくそうかなという感じは持っているんですが。学校運営協議会委員になって、メンバーが替わらなければいけないとはもちろん思っていないんですけど、よく交代する1つのきっかけになったり、交代することのよしあしではなくて、そのことを思ったりして。替わるのがいいとか替わらないのがいいのかというんじゃないで、学校長が選ぶときに、その辺の説明を「運営協議会委員ですよ」と、「学

校評議員とは違うんですよ」ということをどの程度説明して委任されていたりしゃるのかなとか、学校評議員からそのまま継続でされている方がどのくらいいたりしゃるのかなとか、そういうおおまかな情報とかということはありませんか。

○事務局

活動状況のところでは元評議員と書かれているところ、括弧書きではなくて、前評議員、また表記の仕方を統一しておけばよかったんですけども、元評議員と書かれているところは確実になんですけども、ひよっとすれば、ほか、もちろんそれぞれの学校で評議員の方がそのままスライドしていただいているというところも少なからず見受けられるかもしれませんので、そこはまた明確に、はっきりとした数字が今言えないんですけども、少なくとも「元」とあるところは引き続きしていただいている方です。

それと説明なんですけれども、こちらが、教育委員会が昨年度 11 月に説明会を開きまして、このような形に制度として移っていきますよというのを受けて、校長先生のほうが昨年度の後半、評議員さんに「来年度、こういう協議会の委員として変わっていく可能性があります」と。まだそこでは必ずということではなかったもので、変わっていく可能性がありますというところで、どういうことが変わっていくのかというたら、まず、今まで評議員さんだったら校長先生の求めに対して意見を言っていたんですけども、そうではなくて、どんどんどんどん、地域の課題、学校の課題、気づいたところを教えてくださいね、お互い言いましょう、積極的に言いましょうというところ、そういうふうにはまずは意見を共有する場、そして個々に対応していくのではなくて、この委員さんが一堂に会して意見を共有したり意見交換したりする場ができますよというところで説明をしていただいております。

それを踏まえて、今年度になりました、また評議員さん、PTAの理事会とかで教育委員の指導主事も出向いて併せて説明をしておりますので。今、御質問いただいた説明についてどのようになっているかというのは、今、私が説明させていただいたところがございます。よろしいでしょうか。

○委員

私もよく見ていなかったです。元学校評議員と書かれているのは、あとは竜山中とか宝殿中とか伊保南小ですか、この辺も書いていただいておりますね。分かりました。ありがとうございます。

○委員

前の学校評議員というのは一応 10 名までという規定があったんですけど、今回はどうなんですか。11 名のところもあれば、同じ中学校でも荒井とか鹿島は 11 名ですよ。竜山は 7 名で松陽は 6 名と、かなりばらつきがあったりするんですけど、こちらのほうは特に人数制限というのはないんでしょうか。

○事務局

学校運営協議会の設置要綱を 14 ページから 16 ページに示させていただいているんですけども、今回、確かに人数、増減、10 名、11 名とかというふうには区切っておりません。実際 6 名から 11 名というような形の委員さんの推薦が上がってきております。そこはそれぞれの学校、校長先生、地域、委員さんの関係と

いますか、その地域の実情に応じて、実際に運営を進めていく中でどれぐらいの人数かというところで考えていただいて推薦していただいております。

教育委員会としましては、推薦が上がってきた人数に 11 人、6 人と幅があるんですけども、それで進めていただいて、今年度、実際どのような形の運営、話し合いになるのかというのを進めながら、また来年度以降、どれぐらいの人数が適当なのかな。あまりにも多過ぎたら、やはり話がしにくくなるかもしれないんですけども、そういうところを踏まえて、状況を踏まえて考えていきたいと考えております。ただ、最初に申しましたように、人数は何人までという制限は今のところ設けておりません。

○委員　　これ、ずばり言って、経験ね、活動というのは全部、前年度からの留任ということで理解していいわけですよ。だから、今年度からということで。ただ、やっぱりこれ、本当にすごく懸念するところは、高砂型学校運営協議会、高砂型というのが実際どんなであるかというのが具体的に理解できないところがあって、前から言っている、学校運営協議会に関して、それなりの人を、いわゆるコミュニティとなる、学校が中心になって運営……。どちらでしたか、教育長。コミュニティスクールになるかスクールコミュニティになるのか。

○教育長　　この場合はコミュニティスクールですね。

○委員　　コミュニティスクールでしたときに、地域と連携していくときの在り方で、今回の評議員と運営協議会との違いがやっぱり理解できていなかったら、きちんと納得していただかないと、高砂型のこういう形を発足させていったところで、これだったら前の評議員と同じ形で進んでいくことになってしまうんじゃないかということが懸念されるんですけども。今回の学校運営協議会に選ばれたそれぞれの方々が、先ほど委員も言われましたけれども、どれだけの理解を得られていて、学校の校長が実際どんな形で選ばれたかということね。そこが非常に聞きたいところで、高砂型という形、あえて特色あるような形をしたいという意向があった。それが、これは教育長に聞かないといけないことだと思います。教育長がこれを始めるに当たって、どれだけの校長の方々に、人選されるときに意向が伝わって、理解できてこういう方々を選んで。新たに選んだというのはそれなりの意味があるのかどうか分かりませんが、選ばれた方々に。でも、大体はPTAとそういう形の方がおられるから、選考の仕方を見ていると例年と全然変わっていないのかなと思うので。そうすると、名前が変わった形だけで、要するに結局は何のために名前を変えたんだろうということになってしまう懸念があるんですけど。それ、どういように思われますか、教育長。

○教育長　　まず、この一覧表を見たら、活動年数のところが例えば4とか3ということは多分、昨年までの学校評議員さんをされていた方が継続してやっているという認識でいいと思います。高砂市の運営協議会の設置に向けての取組というのは、学校評議員の設置を全部崩してしまっただけでゼロにしてやるというんじゃなくて、評議

員の部分を強化した形で進めていきたいと思いますということを校長先生方は認識されていると思います。そういうふうに説明もしていますので。

ただ、大きく変わってきますよと、評議員とは違いますよという説明も併せてそのときにはさせていただいていますので、学校の管理職の先生と、それから担当の先生と複数に来ていただいて説明会を今年の11月に開いたときには、しっかりと受け止めていただいて、御理解はいただいていると思っております。

その中で教育委員会も出かけていって、そういう評議員さんの会であるとかPTAの役員さんの会であるとかというところについては指導主事や私が行きまして、しっかりと説明をした上で納得していただいて、この新たな委員を受けていただいたということですから、一定御理解はいただいていると思います。細かいところの部分までは、そしたら分かっているのかと言われてたら、それはやっぱりそれぞれの学校園の評議員への説明、またはPTAの方々への説明が徹底して、全部十分に理解したところもあれば、まだもうちょっとはつきり分からないところもあるような状況は聞いております。

今日、事務局のほうで用意しました資料の中でも説明はさせていただきますけれども、そういったことも含めて、今年度、4年度はプレ実施ということですので、十分理解できていないところについては今からでも、十分に理解していただくことが大切だと思いますので。説明させていただきます。理解していただいて引き受けていただくというのが本来の姿ですけれども、そこがもしできていないところがあるとしたら、今からでもしっかりと説明をさせていただいて、こういう新たな学校運営協議会の委員として御活躍いただくということが必要だなと考えております。

○事務局

まず、高砂型学校運営協議会についてということで、1番から4番まで、導入から導入スケジュールまで載せているものを御覧ください。

先ほども説明いたしましたけれども、高砂型学校運営協議会として取り組む学校が市内小中学校全16校となっております。その実施形態としまして、1の(2)番ですけれども、単独、それぞれの学校で行う学校が11校、校区で実施するというのが2校区で高砂中学校区の高砂中学校と高砂小学校の2校、松陽中学校区の3校、松陽中学校、曾根小学校、伊保南小学校となっております。

(3)番、今審議していただいております委員についてですけれども、6人から11人で、活動状況につきましては保護者・各種関係団体委員等と書いておりますけれども、一覧表のほうに細かく載っております。

2番の高砂型学校運営協議会について、別紙と書いてあるんですけども、2ページ目でございます。

学校運営協議会、国が示しているもの、真ん中に高砂型学校運営協議会、一番左に昨年度まで行われていました学校評議員制度ということで並べて説明させていただきます。一番上が法令上の根拠となりまして、高砂型学校運営協

議会としましては、国が示しているところのただし書以下、「教育委員会が二以上の学校の運営に関し」というところで、先ほど示しました校区で実施しているという学校もそれを1つの特色として捉えて載せております。

目的としましては、従来の学校評議員制度が地域に開かれた学校づくりを一層推進していくということが目的として大きくあったのに対し、高砂型学校運営協議会としましては、地域と共にあって、保護者と地域住民等の学校運営への参画、そして支援・協力をより一層促進していこうということに重きを置いております。ここで目的としましては、本当に地域と一緒に、この協議会を置くことによって、今行っている活動のまず整理、それぞれPTAとかボランティア、各種関係団体でばらばらに行っていたものを一堂に会して、話し合いながら共有して整理していくこと。そして今、地域と学校がそれぞれに必要な支援は何か、学校としての課題はどんなことかな、地域としての課題はどんなことかなというような意見交換を活発に行い、継続していくものは継続していきながら、さらに発展できるものは発展していく。

○委員 事務局の説明している言葉が、高砂型学校運営協議会のこの書かれている中に文言として上げていないことをしゃべられていて、そしたら、読みながら聞いていると非常に理解しにくいところがあるんですけど。もう1回、目的のところを言っていただけますか。事務局の言われたことと書かれていることが整合性がつかないのです。

○事務局 失礼しました。目的のところですけども、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むこととしております。

位置づけとしましては、学校評議員が、校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聞くための制度であって合議体ではなかったのに対し、高砂型学校運営協議会としましては、委員が一定の権限と責任を持って、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する合議体の機関としてあります。

委員としましては、学校評議員制度では、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見のある者としていたことに対し、高砂型学校運営協議会では、保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、例えばそれが自治会の方や団体の代表であると想定しております。その他教育委員会が適当と認める者です。

国が示す学校運営協議会の中では、委員は当該学校職員も含まれているのですが、そこに表記してありませんが、要綱のほうには、高砂型学校運営協議会としましては、当該学校の職員以外の者でということと学校評議員制度のほうに近い「職員以外の者で」と規定しております。それは学校外からの意見を聞

くものであるという観点から、取りあえずは当該学校の職員以外の者と規定しております。

役割につきましては、学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を述べる。また、そこに記載していないいんですけれども、来年度に生かすための学校評価をしていただいております。高砂型学校運営協議会としましては、①番、②番、③番に挙げておりますように、1つ目は学校の運営に関する基本的な方針についての意見聴取に応じること、2つ目、学校の運営に関して教育委員会または校長に対し意見を述べるができるということ、3つ目、学校の運営状況について評価を行うということです。

役割としまして、国が示しているところと違いますのが、①番では、国のほうは「承認する」というところが、高砂型のほうでは「意見聴取に応じる」、国が示す③番、「教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する」というものを、高砂型学校運営協議会のほうでは外しております。

制度上の違いについての説明はこのようになるんですけれども、次、3番、設置要綱について次のページに示しております。

この設置要綱がこの令和4年度4月1日から施行しておりますが、プレ実施ということで、第4条に「協議会に会長及び副会長を置く」とあって、「会長は設置校の校長が指名する」とあるんですが、今年度、会を進めていく上で学校の実情に合わせて、今年度はプレ実施ということですので会長をまだ指名せず、学校の校長先生が会を進めながら、このような会の進め方をするのかなということを理解していただきながら、来年度はどなたかに会長になっていただくということも教育委員会としては認めております。

4番の導入スケジュールの説明をいたします。要綱の策定は2年度から始めまして今年度施行という形になっております。2段目の協議会の設置準備及びプレ実施ですが、昨年度から説明会を2度、学校向け、管理職に向けて開いております。あと、12月の広報スクールいんふおで高砂型学校運営協議会というものを市民の方にも伝えております。4年度になりまして、PTAの総会があれば、より多くの保護者の方に説明ができていたんですけれども、まだコロナ禍ですので、理事会という形を開かれたところに、先ほども申しましたように、教育委員会の主事が出向き、説明また質問等を受け付けております。

第1回、第2回と協議会が開催されていくんですけれども、そこに必要に応じて継続して教育委員会の主事が関わりながら、今年度、それぞれの取組、課題であるとかいいところというのを共有しながら、よりよい運営協議会制度になるように進めてまいります。

そこに示してあります全面実施で令和5年度から矢印がついておるんですけれども、この全面実施というのは、市内16校の小中学校が全て学校運営協議会

を設置するという目的で示しております全面実施でありまして、組織とか活動が全て先進的にもう進められております学校運営協議会のような形での全面実施ということではありません。そこから、今 16 校全てできておる学校運営協議会が、さらに組織をつくっていったり、活動が充実していったりというところを教育委員会も一緒に、先ほども言いましたようなそれぞれの各校のよい点とか課題とかを共有しながら、調整しながら、よりよいものに仕上げていくということで矢印のほうは 6 年度以降もずっと伸びていることになります。

最後、保護者等への周知は令和 3 年度、先ほども申しましたように、広報での周知、そして理事会への周知、このあと、前回の委員会でお示しましたチラシ等を保護者のほうにもお配りし、継続してこの協議会の説明、周知を図っていくと考えております。

別冊のもう 1 冊の高砂ミライくらぶ（高砂型運営協議会）運営マニュアル、まだ「令和〇年〇月」となっておるものなんですけれども、この資料が学校のほうに昨年度 11 月に配られて説明しておるものです。今年度、この運営マニュアルをきちんと作成するために、教育委員会としましても、それぞれの学校から聞き取りを行いながら、1 年間、プレ実施という形ですけれども、進めていく考えであります。

○教育長 この議題からは少し離れてしまいますけど、今の説明について何か質問ございますか。

○委員 高砂ミライくらぶの設置要綱なんですけれども、例えば、評議員というのは小学校とか中学校、他校と同じ人が二重に入ることについてはどうなんですか。今ざっと見たところなんですけど、設置要綱については別にそれについて触れていなくてと思ったので、どこかに書かれているのかもしれないけれども、いかがですか、その点は。

実際、今回選ばれている方では重複している方がいらっしゃるんですね。阿弥陀小と鹿島中とか、米田小学校と宝殿中学校とかにいらっしゃるんですが、それに関しては要綱にはというか、どういうふうに考えていらっしゃるのか。もし重複しないということであれば要綱にも書かれていたほうがいいかなと思います。

○事務局 委員を推薦する上で校長先生からもそのような形が上がってまいりました。でも、それぞれの学校で重なることも、今、要綱に示していないように、あとは教育委員会として「駄目ですよ」とは言っておらず、同じ地域に小中学校はありますので、そこが校区で実施する、小学校と中学校が一緒にしますよというふうになれば、またそこは同じ委員さんになってくると思うんですけど、まだそこまで、例えばなっていないところとかでありましたら、やはり力になってほしいという委員さんをお願いして、その委員さんが 2 つ重なってしまうけれどもという

ところの了承をいただいているようでしたら、それはそれでも今は大丈夫という形で認めております。

○委員 分かりました。

○教育長 ほかに何か御質問ございますか。

○委員 先ほどの説明で大体分かったつもりではいるんですが、その中で、今年については校長が会長を兼務するところもありますよ、見直しもあったり。一応5年度から全面実施と書いていますが、まだ引き続きというようなお話がありました。では、逆に実際、完全実施、これで一応完璧ですよというのは、この線がずっと5年、6年度に伸びているんですけど、どういうことになったら。例えばこの例でいうと、会長さんが互選されるか何かで校長先生以外になるとか、そういう1つの組織ができることが1つの前提だと思いますが、その後、実働とすれば、実際の活動とすれば、どういう形になったら一応これで完全に、この中学校、小学校は完全にできたなという、そのめどというのはどんな形になるんですか。

○事務局 今、先進的に進めていただいております高砂中学校、高砂小学校、そこではもう年間計画、そして実際に1年間に4回協議会を開くという日程、そして、それぞれの課題を挙げたときに、お願いする形ではなくて地域のほうから「あ、そういうことがあったら、ちょっと相談しようか」とかというような話がスムーズにできる感じまで行っているんです。だから組織が、そしてその組織も学習支援組織とかボランティア組織とか、4つぐらいの組織があります。

だから、そういうところで、もちろん会長さんがいらっしゃるんですけども、最初、会長さんではなくて、昨日も私、少し伺ったんですけども、1回目ですから学校の教頭先生が進行してはったんですけども、その会が終わったときには、次からは「いや、会長さん、いいから。私たちが進めますよ」というような声が上がって、「じゃ、お願いしますね」というような形になっていたんです。本当に学校が、地域がとかという形じゃなくて、高砂やったら高砂町のためにとというような形。だから学校のために何かするという意識ではなくて、本当に高砂町、米田やったら米田町、阿弥陀やったら阿弥陀町、自分たちの地域のために何かするというような意識まで来れば、こちらが求めているようなところになるのかな。だから、少なくとも会長がいて、そして学校主導ばかりではなくて、本当に地域の人。だから地域主導とか学校主導とか、そうじゃなくて、本当に学校と地域が同じ位置になって何かしようかなというところ。そして、それをするためには、やはり組織があってというところを求めていく中で、そういうところをこちらが調整していきながら、いいところは進めていきませんか。例えば高砂の婦人会活動でミシン隊とずっと言われているように、家庭科とかナップザック、ミシンを使うところでは「こういう活動をされていますよ」「じゃ、うちもしてみようかな」「ちょっとこういう活動もいいかな」「それやったらできそうやな」というところで同じような軌道に乗っていただければと考えております。

それが5年度の終わりに組織ができているのかどうか、そこら辺の進み具合、それが16校全てになったときに、負担になってしまわないように、地域の方の声も、「いや、分かるんやけれども、地域の実情、分かる?」「地域の方も65歳まで働いて、共働きでおるから、いつでも行ってとかという形ではないよ」と。だからお互い、学校も「これをする中で学校が負担になっていない?」「先生の負担、増えてない?」という心配もということもありますので、だから負担のないように、それをスピードアップでこちらがあまりにも求め過ぎたらということがありますので。今年度から、本当に私たちが早いなと思ったのは、16校全て学校運営協議会制度、委員さんを推薦していただいて、そこが今年度まだ評議員制度でいきますよというところがもちろんあってもいいと思っていたんですけども、その点で進んでおりますので、それを5年度の末までには組織立ててというイメージはあるかもしれないんですけども、それは今年度、調整し合いながら、学校の実情に合わせて、16校でいくという考えでは今のところない。だから、それが本当は7年度とか8年度にはこういう形ですよというのがあるんでしょうけど、私が説明させていただいたイメージを無理なく進めていただけたらなという考えであります。

○委員

私、自分の理解を得る、納得するために聞くんですけど、今日、この運営協議会の委員の権限と責任ってどういうことを言われているのか。権限とはどういうことで責任はどういうことを言っているか。それなりの会議のものを外に漏らすことは責任としてあるし、実際、それ以外のものとして、発言したことに対しての責任の取り方、あらゆる事業をするに当たって、立案していろいろしたら、やっぱりそれなりの責任を取って、いろいろそれなりのフォローはしていただかなきゃならない、そういう責任があるし。そういうもろもろあると思います。

それで逆に、権限ってどういう権限をこの委員は持つんでしょう。言葉として「権限と責任」の下でと書かれているけど、それはどういうことを言おうとされているのかお教えいただきたいんですが。

○事務局

一定の権限といいますのが役割のところ結びつきまして、①番、②番、③番、その役割について、意見を言ったり意見聴取に応じて、意見聴取に応じながら意見を述べる、そしてまた学校の運営状況について評価を行う、それが権限と認識しております。苦情ではないと。何でもかんでも言いっ放しではなくて、その意見についてまた責任を持つというのが、やはり言ったからには「どうしよう」と一緒に協議、共有、そういうところで意見を言いっ放しで「私は知らないよ」ではなくて、言ったら「じゃ、どうしよう」、一緒に考えていくというところで責任。

また、その中で、やはり学校の実情に応じて守秘義務的なところも出てまいりますので、そういうところは、やはり委員として言っているところと、それは言わないというところ、それは委員を外れてもずっと言わない。そこで知り

得たこと、そういうところも責任。守秘義務的なところの責任というのも含めて考えております。

○委員　　権限って結局、意見を述べること、それなりの評価を下すこと、それが権限として、公の発言としてそれが認められる、述べるができるという、そういう権限ですよ。だから極端な、先ほどの高砂型では外している部分としてあるのは、教職員の採用云々ということ、先生のいろんな、学校の具体的な話として、例えばクラス運営、学年運営をしていくに当たっての、そういう細かいことに関しては述べない。そういうことに制限があると思うんですね、高砂型ってね。だから、実際に権限だってそれなりに。言葉として分からない、どんな力があるのかな。力があることなのかどうかというのがね。権限という言葉になったら、どんな権限があるのかなと思うことがあるから、その辺の、校長とこの協議会の中で述べていくことに関しての権限があるという、その場で述べる権利というか。これ、どう考えるんですか。その辺の難しさがね。

○教育長　　要綱について、高砂型の今お示ししている要綱がありますね、高砂ミライくらぶの設置要綱。これの見直しも必要かなという部分もあるんです。実はこれ、高砂型のところは意見聴取に応じるということですけども、これの言っているのは承認するということです。承認というのはやっぱりかなりの権限があると。校長が言うたことを承認する。合議体ということもありますけど。だから、その辺では権限があるという、評議員とは違う部分ということで、その辺が権限という言葉につながるのかなと思います。

○委員　　記録ということですので。権限と責任に関しての御理解がきちんと理解できているかというのが、すごく不安なんですけど。それなりの説明をされて、いろいろ納得できずくめで今回もこの方々が就任を承諾されたということですよ。

○事務局　　正直申しまして、今のその権限とか責任とかということも、委員さん、どうということかなというところ、説明はしておるんですけども、その方が同じレベルで全ての方が理解して、これだけの方が理解しているかどうかというところは、これからもこちらは努めて発信して行って、何度も話、「あ、そういうことやったんやね」ということになっていくとは考えておりますので。全ての人が、こちらが思っていることを全て理解していただいているというところまで本当は行っておかないといけないんですけども、そこまで、今のところ全てできておりますというのは、まだ申し上げることは。

○委員　　私が言いたいのは、自分自身ですごく責任を伴うんだと。権限がある、それは別として、責任を伴う立場になるんだということを理解いただいて、評議員としての、学校のPTAの会長になったから、そのままそっくり学校運営協議会の委員になってしかるべきなのかどうかとかね。やっぱりその方が理解できているかどうか。言葉は悪いですけども、投票で選ばれたPTAの会長の方が、これなりのことを理解できていて選ばれたのかどうか。協議会の委員になることを承諾

されたのかどうかね。だから、運営要綱にあるように、高砂型の学校運営協議会の在り方に関しての納得度があって。やっぱり目的意識を共有しない限り難しいところがあると思うんです。

今はこれだから、1年前だから、それをどんどんそれなりの方々に理解していただいて進むという形ですけれども、一歩進んでしまって、こうなると、これが来年度も同じような形の状態で委員の方々が選ばれてきてということ、それぞれの方々が会長、副会長とか、その方が事務的に、ところてんに、そこへ充て職的な形に入っていきような形になってきたときに、なし崩しにこの理想としていくところが潰されていかないか、崩れていかないかなという懸念があるんですけど。

○教育長 高砂型の学校運営協議会についての貴重な御意見をいただきました。要綱についてもそうですし、もう1つ明確でないような部分も御指摘いただいたり、また、それぞれの運営協議会の委員さんが十分にこの要綱、制度について御理解いただいた上で引き受けていただいたのかという御意見をいただきました。その点も今後しっかりと、委嘱した後についても十分理解をしていただくようなことも、さらに努めてまいりたいということを感じておりますので、そういった点は今後もしっかりと啓発していきます。この令和4年度の高砂型の学校運営協議会の委員の推薦者、学校から出てきていますので、人数的なばらつきもありますけれども、今お示しをさせていただいている一覧表に書かれています方の委嘱について、特にまた御意見ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

承認させていただいて、委嘱に向けての事務的なことを進めさせていただくということでよろしいですか。

委嘱につきましては承認ということでお願いいたします。

議 事 報告事項 2 高砂市教育委員会事業後援について

○事務局 (報告事項2について説明)

○教育長 説明は終わりました。御意見ございますか。

特に御意見がなく、承認いただきましたので、よろしく申し上げます。

議 事 協議事項 3 高砂市文化財保存活用計画地域計画協議会設置要綱の制定について

○事務局 (協議事項3について説明)

○教育長 説明は終わりました。設置要綱と会員について、何か御質問または御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようですので、協議会の設置に向けて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 事 協議事項 1 令和4年高砂市議会6月定例会提出議案に係る意見の聴取について

○事務局 (協議事項1について説明)

○教育長 説明は終わりました。補正予算の中の中学校の施設の補修の部分と給食のほうとありますけれども、どちらからでも結構ですので、御意見ありましたらお願いします。

○委員 ガス式から電気式とガス式からガス式とって2つがそれぞれ書かれているんだけど、ガス式から電気式に変わるというのは、ガス、いわゆる化石燃料を使うのをやめようという発想のそんなものも絡んできているんですかね。それとあと、ガス式からガス式に変わる、このやり方がどうも理解ができないので、お願いします。

○事務局 竜山中学校と松陽中学校、こちらの空調につきましては、かなり年数の古いものになります。その更新工事となっております。本来であればガス式のものにはガス式に、電気式のものには電気式にということで更新をする予定でございました。ところが、先ほど室長のほうからもありましたとおり、なるべくゼロカーボンということで、キュービクルの工事を必要としない範囲でなるべく電気式に替えようということで、一部ガス式から電気式に替えるものと、キュービクルの範囲が限られていますのでガス式のまま更新をするものという形で種類が2種類に分かれております。

○教育長 よろしいですか。

○委員 ちなみに、今度のときで小学校、中学校、それにつけた分、あれ、何式でしたか。

○事務局 普通教室の分ですよね。

○委員 はい。

○事務局 そちらのほうも場所によってはガス式のものももちろん設置しております。令和元年度に設置したものになりますので、地区によってはガスが通っていないところは電気という形になっております。ガス式で設置している学校と電気式で設置してある学校というのはございます。

○教育長 基本ガス式だけれども、ガスが来ていないところは電気という部分が一部あると、そういうことですね。

○事務局 はい。

○委員 効率の問題とかいろいろなこと。

○事務局 当時、普通教室につけたときは、市としてまだゼロカーボンな宣言もしておりませんでした。視点としましてはランニングコストを重点に考えています。ランニングコストが安いのはやはりガス式というところもありますので、基本ガス式で、都市ガスが通っていない2校について電気式とさせていただきました。

ただ、今回、高砂市もゼロカーボン宣言を昨年度いたしましたので、ゼロカーボンに向けた施策をしていかなければいけないという中で、このたび、こういった学校の空調工事に関しても、そういった考えを取り入れていこうということで補正予算をお願いするものです。

○教育長 よろしいでしょうか。御理解いただけましたか。

○委員 はい。

○教育長 ほかにございませんか。給食のほうはよろしいですか。

ありがとうございます。御意見いただきましたので、6月の定例会に向けてつないでまいりたいと思います。ありがとうございました。

議 事 報告事項 1 庁内委員会委員の任命について

○事務局 (報告事項1について説明)

○教育長 説明は終わりました。何か御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、承認いただきましたので次に移ります。

議 事 その他 1 6月行事予定について

○事務局 (その他1について説明)

○教育長 説明は終わりました。

○事務局 追加で行事について説明させていただきます。

既に終わっております行事としまして、中学校5校、北九州方面、福岡、佐賀、長崎のほうに2泊3日で修学旅行に行き無事終わっております。また、1回目の参観日としまして、市内小学校、中学校全て実施しております。実施状況としましては、時間が2時間目、4時間目というふうに地区別にしたり、参加者は家庭1名というところが多かったです。ただ、中学校のほうとしましては、参観者の制限を特に設けず、もともと中学校は参観者が少ないということもありまして、特に制限を求めていないということもありました。教室内の参観もおおむね認めておって、廊下からということも公開授業とかでよくするんですけども、廊下側の窓を外して中がよく見やすいようにというような配慮をしながら行っておりました。

市内の小学校の自然学校、当初4泊5日で計画を立てておったんですけども、やはり昨年度、0泊で5日間の体験活動ということもありまして、今年度、今の

現状でしたら1泊2日で残りに3回の体験活動ということでの実施のほうで進んでおります。

追加での説明は以上です。

○教育長

自然学校は1泊5日ですか。

○事務局

1泊5日ですね。

○教育長

中学校の修学旅行は、1校を除いて全部一応終了しました。コロナ禍ではありますけれども、今年につきましては、こういった体験活動は何とか工夫して実施はしているという状況でございます。よろしいでしょうか。

○委員

総体が1か月後にありますが、去年までは結構、参観というか、応援の制限があったと思いますが、一番最後の大会になりますけれども、それは大体もう決まっていますか。これから決めるんですかね。

○事務局

そうですね。

○委員

応援というのは。これは競技によって。

○事務局

また恐らく室内とか屋外とかという競技、種目によって制限は変わってくると思いますけれども、まだそこは明確に決まっています。

○委員

まだこれから先に協議するということですね。できるだけたくさんの保護者が応援できるような形にさせていただけたらと。もちろん最後の大会なので余計にそう思いすが。

○教育長

昨年も競技によって、保護者を入れるとか入れないの云々は違ってきていましたので、今年も多少違うかもわかりません。決まりましたらまた形の案内は、保護者の方にも案内は行くと思いますので。よろしいでしょうか。

議案、また協議事項、報告事項は終わりましたが、あと少しその他で資料も用意させていただいて説明もさせていただくのがありますので、よろしくお願ひします。

○事務局

机上のほうに重点事務事業チェック表というのを置かせていただいております。こちらですが、毎年、教育振興基本計画に基づき教育委員会で実施した事業のうち、重点だと思われる事業についての点検評価を行っております。今年度は令和3年度に行った事業についての点検評価を行いますので、今年度も教育委員の皆様へ評価項目の選択をお願いしたいと考えております。

○事務局

本日持ち帰っていただきまして、次回の教育委員会の際に御提出いただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

○教育長

そしたら、わくわく給食。給食について説明、資料は1枚裏表の資料があって、学校給食費のお知らせという公会計化と、裏にわくわく給食の資料があります。これの説明をお願いします。

○事務局

このたび、5月に保護者の皆様へ公会計化のお知らせという形で1枚資料をお配りさせていただいております。そちらのほうを今お手元のほうにお渡しさせていただいているんですけれども、公会計化につきましては、現在も令和5年4月

に向けていろいろと進めております。ただ、保護者さんが一番知りたい金額とか、どういった形に変わるのかというのがまだ具体的には決まっていないので、お示しができないので、まだ公会計化というのはこういうものですよというのを言うしかないんですけども。あと、2学期にまた口座振替のお願いをしたいと思ひまして、Qの2という形で口座振替の手続が2学期以降にありますというお知らせだけさせていただいております。

裏面のほうでお願いします。

裏目のほうは今年度、市のほうの予算をいただきまして、笑顔イキイキわくわく給食というのを学期に1回、今の献立にプラスアルファしてグレードアップして、わくわくスペシャルメニューを実施することになりました。1学期の第1弾としまして、小学校は7月1日、中学校は7月6日、高砂中学校と荒井幼稚園につきましては小学校と同じ7月1日に、今のところ神戸牛のカレーライスが用意できるという形で準備を進めております。

こちらのチラシのほう、公会計のほうを持って帰っていただいて、後ろのほうには7月1日と7月6日という形でメニューはまだお知らせしなかったんですね。というのは、これを見て、こういうのがあるよということで、ちょっとわくわくしてもらって、「何やろう？」というのにちょっと期待を持たせようということで。やはり聞くところによると、「先生、何？」とか、そういうのはかなり声があったみたいです。

今回、6月になりまして、6月の給食の献立表をまた下旬に保護者に配るんですけども、そのときに神戸牛のカレーというのを見せて、「わあ、神戸牛のカレーや」というのが分かったら、また楽しみが増えるかなと、1か月間、楽しみにしてもらおうという考えで進めております。

説明は以上です。

○教育長

説明は終わりました。公会計化のお知らせと、それからわくわく給食についてのお知らせですけど、何か御質問ございますか。わくわくの部分は改めて、学校のほうの給食だよりであったり、そういうようなところで、今、課長が申し上げましたように、具体的なメニューについてもお知らせをしていくということです。よろしいでしょうか。

そしたら、これにつきましては、そういった形で進んでいますので、よろしくお願いします。

それから、あとの部分で前回、委員の皆さんから学校の校則をちょっと見たいんだという御意見もありましたので、今回、小学校と中学校の。小学校のほうは校則というよりも「何とかのくらし」という表現になっていますけど、用意させていただきまして、見ていただいて何か御意見があれば、御質問でも結構ですし、あれば、いただけたらと思うので、よろしくお願いします。

これ、今年の分ですか。

- 事務局 今年の、令和4年度です。
- 教育長 高砂中学校の新しい制服というのは、長いスカートじゃなくてズボンを買った生徒は何名かおるんですか。何か情報はありますか。
- 事務局 もう今年度、1年生がいて、1年生だけじゃなくて2年生も買っているという
ことで。3年生は卒業だから買えないのかな。すごく羨ましい、卒業生とかも羨
ましいなど、いいなど言うてる声は学校のほうに届いているというのは聞いてお
ります。
- 教育長 生徒の中でズボンでいる子、おりましたか。それは分かりませんか。
- 事務局 女子がズボンということですね。
- 教育長 はい。何人かいるというのは校長から聞いたので。
- 事務局 そうですね。恐らく。正確に何人かということはないんですけども、ゼロで
はないわけです。
- 委員 どこで売っていますか。
- 事務局 制服の店の名前ですか。ここに書いてある、いかりやです。制服・体操服のい
かりやという。靴がナガエ、かばんがニシナカ、購入場所と書いていますので、
高砂は。ほかの学校は店は書いていない。
- 委員 これ、いくらぐらいするんですか、制服は。
- 教育長 金額的なことですが、以前の制服に比べたら安くなっているということは聞
いています。
- 委員 私が思うに、制服って、ありきから考えてきたのかな。なしでもよしという話
での話合いはされたんですか。制服ありきで、ジェンダーでスカートをズボンに
替えてもいいという形は、それは分かるけど、制服がありきの状態からの話合い
かなという気がして。前から言っている、前の繰り返しになりますけど、購
入場所もいろいろ難しくなっていて、実際、前も言ったように、小学校でも
伊保の校区は、小学校なんかは曾根のところまで、狭い道のところまで買いに行
かないといけないし、荒井も違う、前の伊保のところより近くだけど、あるかな
い分からないようなところだとか言っていたり。制服を実際、これだったら高
砂のは売ってくれてるけど、ほかのところなんかはどこで買うんだろうなど。こ
れ、ほかのところのは、セーラー服はどこで売ってるの。これも、松陽なんかは
どこに売ってるか書いてない。当然その子たちは分かってたんだろうと思いま
すけど。男の子は大体ボタンだけ変えればいい、中学校の制服は。
- 教育長 最後になりますけど、新型コロナウイルス感染症対策のマニュアルをお手元にお配りし
ますけど、6版と変わったところを中心に7版についての説明を簡単にお願
いします。
- 事務局 第7版の作成に当たって、今、教育委員の先生に見ていただいて修正をかけて
いただいているところがございます。見え消しの状態で示しておりますので、ペ

ージをめぐっていただきまして、アンダーラインを引いているところは付け加わっているところでもあります。

全体的な改定の要件としましては、今のコロナの状況を見まして、また、国、県からの通知に合わせまして、少しずつですけれども、制限のほうが緩和、緩やかになってきているというところでの変更があります。

19 ページ、大きな変更になるかなと考えるんですけれども、幼児児童生徒の出席停止等の考え方で、前日も説明させていただいておりますように、幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、以前までは出席停止としてあったんですけれども、特段登校を控えることを求める必要がないという通知が出ておりますので、そこに合わせて変更させていただいております。

簡単ではございますけれども、以上になります。

○委員

いろいろ見させていただいて、今回、昨日かおとといに文部科学省の末松さんが話されたことがあって、いろんなことがあって。ただ、すごくバッドタイミングというか、悪いタイミングで医師会に、学校の校医、園医に対しての、4月の時点で決めていた分が医師会を通じて配布されたんですよ、つい最近。それで、それが配布された途端に、それぞれの規制を緩和しようという形の、今、登下校にはマスクをやめましょう、屋外での運動に関してはマスクを外しましょう、それで屋内の、体育館の運動に関してもマスクを外しましょうという、できれば外しなさいと。それを言葉で言うべきかどうかというところで。どちらでもいいよと言うと、絶対外さないの。いろいろマスコミで今ずっとテレビでも問題になっているのが、みんながほかの人の目を気にするから。だから、学校の中ではやっぱり登下校は距離を保って、しゃべらず帰って、マスクを外して、熱中症の防止のためにはマスクを外してくださいということを言っていけないといけないと思うんですよ。それと学校での運動、運動場でするのは、体操にせよ、長い休み時間とか遊ぶときはマスクを外しなさいと、熱中症のためにも外してしなさいということ。

それとか、今回の分でも書いてあるのが、余分な、過度な消毒にならないように十分な配慮をしましょうと、この6ページなんかに書いているのはこれが正しいので。実際にはテーブルとか机とか、あるいは手すりとか、何で消毒しないといけないか。初めからそうあったので、それをもうそこはしなくていいということ言ってあげていかなければいけないのと違うか。やっぱり断言していけないといけないと思うので。十分な配慮をしましょうじゃなくて、もうそこはしなくていいよという形を出していけないといけないので。だから、まず、今言ったように、最初の4ページのところから。変化があったのが4ページのところだったのが、登下校のマスクを外しましょう、熱中症にならないように必要に応じてマスクを外すように指導するとともに、ということじゃなくて、これはもう外しなさいということが出てきたから、これは文部科学省から通達が昨日かおととい、

来たところでしょう。外しなさいと言われてるから、これはやっぱり外しなさいということと言わないといけないかなということと。

先ほどの6ページのところは、過度の消毒にならない、何でもかんでも消毒する、手洗いを一生懸命するということも、しなくていいんじゃないかということと。8番では、教職員は主に不織布を使いなさいということ、これはそれでいいんですけど。それと、次のところ、13ページのところで、ここにも「体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが」ということ、必要ないということを書いて。教職員のこれはどうなんでしょうね。これは原則かけておくんですかね。外でいたらいいんじゃない。教職員も外してもいいんじゃない。

○事務局　　そうですね。こう書いてあるのは、原則マスクを着用するんやけれども、十分な距離が取れるのであれば、教職員も着用する必要はそこまで強く求めない方向性で考えております。

○委員　　そうですね。だから教職員も原則マスクは屋外ではしないことにしましょうということでもいいと思う。先生が外さない生徒児童は外さないから。それと、その次の真ん中辺のところ、「授業を見学する児童生徒についてはマスクを着用させる」といって、外でするときや、体育館の中でするとき、じっとしている子はやっぱりしんどくて、運動できなくてしてる子に、ほかの子と離れておるのにあえて着用させる必要は全然ないので、こういうこともやっぱり、この文章としては、こういうのは書かなくていいんじゃないかと思ってるんですけど。

4番目の学校給食にパーティションを使用するこれ、パーティションがある学校って実際、全国的にもどうなんでしょう。高砂はすごく先に進んでパーティションを作ったけど、実際、私もデータは取ってないけど、いろんな学校の、テレビとかにいろんなのが映ったりなんかしているときに、パーティションをつけている学校って意外と少ないなという意識があるんですけどね。だから、それを殊さら学校給食でパーティションを使用することと書いているの、高砂方式なのかどうか、誇ったものかどうか、もう要らないんじゃないかと思ってるんですが。

○事務局　　ここら辺を外したときに濃厚接触者の判断というのが、学校としては、今パーティションを使用しているというところで濃厚接触者という判断がかなり軽減されるというところがあります。

○委員　　それは保健所の判断でね。保健所がそれで何か1つあったらというて。ほとんど医学的根拠はないですね。まず根拠がないと。

○教育長　　貴重な御意見をたくさんいただいて、新型コロナウイルスの感染症の対策マニュアルにつきましての御意見いただいた分と、それから国からの通知もありますので、それも見させていただきながら確認するところは確認して、ちょっと手直しをしていただきたいと思います。手直しできたものは、また校医先生に配布していただきたいと思います。

○委員 先日、5月の19日に米田小学校のほうにボランティアで行く機会がありまして、前に申し上げていました中庭の揺れている大木、2本ともちゃんときれいに切っていただけていました。非常に中庭が明るくなって、一緒にいた保護者の方々も「うわあ、こんなにきれいな庭やったんや」とびっくりしていました。立入禁止だったんですけど、子供たちもまた入っていけるようになるみたいで、ありがたいことだと思ひまして、御報告させていただきます。ありがとうございます。

○教育長 しっかりと記録に残しておいていただき、ありがとうございます。

令和4年5月26日 午後4時48分 教育長会議の閉会を宣告

上記のとおり会議の次第を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育長

委員

委員

書記